



弁護士に学ぶ!

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所
弁護士 奥山 倫行

第57回 著作権（新聞記事の回覧等）

Question

当社では、新聞記事を切り抜いてスキャンし、内部の人しか見ることができないネットワークにアップロードして社内で閲覧できるようにしていますが、著作権法違反になるのではないかと気にはしています。当社のような方法を続けていても大丈夫でしょうか。ふと気になり、心配になったので教えてください。

Answer

現在の方法は、著作権を侵害しますので中止してください。同様の方法での情報共有を継続したい場合には、適切に権利処理をしたうえで行う必要がありますので、本稿の内容をご確認ください。

1. 新聞記事の著作物性

事実の伝達にすぎない新聞記事は著作物に該当しないと考えている人もいますが、誤解です。ある程度の長さの記事であれば、その素材の選択、事実の配列、表現に著作者の創意的な工夫が施されているので、著作物に該当します。多くの新聞記事は著作物として著作権法で保護されていると考えて、対応を検討する必要があります。

2. 新聞記事の回覧の仕方

新聞記事の回覧の仕方には注意が必要です。回覧の仕方によっては著作権侵害になるからです。以下の内容をご確認ください。

(1)新聞そのものを回覧する場合

新聞そのものを回覧する場合は、著作権侵害にはなりません。購入した新聞そのものを回覧することは、購入者の自由とされています。これは新聞そのものではなく、新聞記事の一部を切り抜いて回覧する場合も同様です。

(2)新聞記事を複写して回覧する場合

新聞記事を複写して回覧する場合は、著作権侵害になります。具体的な内容は以下のとおりです。

ア 複製権を侵害するか？

著作権法21条は「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」と定め、著作者に複製権を認めています。著作権者の許諾を得ずに著作物を複製した場合には、複製権侵害になります。複製というのは、作品を複写したり、録画・録音したり、印刷物や写真にしたり、模写（書き写し）することです。そのため、新聞記事を複写して回覧する場合には、複製権の侵害にあたります。

イ 私的使用に該当するか?

著作権法30条1項は「著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、…（中略）…複製することができる」と定めています。ここでいう「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する」ことを「私的使用」といいます。新聞記事を複写する場合でも、自分自身だけが使用する場合や家族のためだけに使用する場合には、私的使用に該当するので、複製権侵害にはあたりません。

それでは、社内で回覧する場合はどうでしょうか。この場合には、個人的な使用目的ではありませんし、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内での使用目的ともいえませんので、私的使用には該当しないと考えられています（東京地裁昭和52年7月22日付判決〔舞台装置設計図複製事件〕参照）。

(3)新聞記事をスキャンしたデータを自社サーバー内にアップロードする場合

新聞記事そのものを回覧したり、新聞記事を複写して印刷したもの回覧するのではなく、今回の相談のように、自社のサーバー内にアップロードしたうえで、社内の人が閲覧できるようにする場合はどうでしょうか。

結論から言うと、著作権侵害になります。すなわち、新聞記事をスキャンする行為は「複製」に該当するので、新聞記事をスキャンした時点で複製権（著作権法21条）を侵害します。また、スキャンしたデータを自社サーバー内にアップロードするとその時点で送信可能化（著作権法2条1項9号の5）したことになり、公衆送信権（著作権法23条1項）を侵害する可能性があります。この点、自社サーバー内でのアップロードなので、公衆送信権を侵害しないと考える人もいるかもしれません、「公衆」は「特定かつ多数の者を含む」（著作権法2条5項）とされていますので、2人、3人など極めて少數といえない限りは、公衆送信権を侵害するのです。

この点が問題になった裁判例があります。A社が、2005年度から2019年度までの間、A社の事業に関連するB新聞の新聞記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるインターネットに掲載していたという事例で、B新聞を発行する会社がA社に対して、4240万円の損害賠償請求を行いました。この事例で、裁判所はA社による著作権侵害を認め、B社に対して約192万3000円の支払いを命じています（東京地裁令和4年10月6日付判決）。

3. 著作権を侵害しないためには？

新聞記事の流用については誤解も多いので、注意が必要です。それでは、企業の社内や団体内で新聞記事を回覧したい場合には、どうすればよいのでしょうか。

新聞社に個別に連絡をとって許諾を得るという方法もあるかもしれません、毎回そのような手続を行うのは煩雑で、手間も時間もかかってしまい現実的ではありません。そのような手間を省くための方法として、「公益社団法人日本複製権センター（JRRC）」（<https://jrrc.or.jp/>）の提供サービスの利用が考えられます。JRRCは、文化庁長官の指定を受け著作物の複製等に関する権利を集中管理している公益社団法人です。著作権者からJRRCに管理委託されている著作物については、簡単な手続で一定範囲での利用が可能になります。予めJRRCと契約することで、面倒かつ煩雑な手続を経ずに、JRRCが管理している著作物の複製ができるようになりますので、必要に応じて利用を検討いただくとよいと思います。もっとも、同サービスは、全ての新聞記事が対象となるわけではないこと、出版物への転載やパンフレットへの同封等外部頒布を目的とした複写等は対象とされていないこと等、利用できる範囲には制限もあります。予めJRRCとの契約内容や利用できる範囲を確認する必要がありますので、ご留意ください。

《著者略歴》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手涉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。